

# KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

## 人権に関する条例紹介（10） I 枚方市子供を守る条例 II 大阪市犯罪被害者の支援に関する条例

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2025-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 久礼, 義一 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部
URL	<a href="https://kansaignai.repo.nii.ac.jp/records/2000332">https://kansaignai.repo.nii.ac.jp/records/2000332</a>

# 人権に関する条例紹介 (10)

## I 枚方市子どもを守る条例<sup>(1)</sup>

短期大学部名誉教授 久禮 義一

### 目次

#### (一) はじめに

#### (二) 子どもが抱える課題

#### (三) 子どもの人権を守るための主な条例

#### (四) 枚方市人権尊重のまちづくりへの取り組み

##### ① 基本理念、基本方向

##### ② 取り組み

##### ③ 条例、要綱

#### (五) 枚方市子どもを守る条例

##### ① 概要 (a) 基本理念 (b) 各主体の役割 (c) 子どもを守る体制づくり

##### ② 条例

#### (六) 結びにかえて

### (一) はじめに

子どもは、かけがえのない大切な宝であり、国の将来を託すこととなります。

子どもは、「児童の権利に関する条約」に明記されているように、基本的人権としての自由、平等の権利などとともに、生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利、教育を受ける権利などを有しています。

しかし、現在わが国では子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。児童虐待、貧困、いじめ、不登校、自殺、ひきこもり状態が増加の一途をたどっています。このような状態に対し、国は「子ども基本法」

を施行し、令和5年4月子ども家庭庁を発足し、問題解決に取り組んでおり、多くの地方自治体でも図表②で示すごとく子どもを守る条例が制定されています。その中で「人権尊重のまちづくり」を基本政策としている大阪府枚方市が令和3年3月に「枚方市子どもを守る条例」を施行しました。

40年当市の大学に勤務し、10年間実際居住し、今なお愛着を感じている枚方市の「枚方市子どもを守る条例」を検証し、その条例の下で、実施されている諸政策にも論及したいと考えます。

## (二) 子どもが抱える課題

図表①

実態	件数	令和3年	発表日時（読売新聞）
児童虐待	20万7,000件	令和3年	令和4年9月27日
小中高生の自殺	514人	令和4年	令和5年3月14日
ひきこもり	146万人	令和4年	令和5年5月23日
子ども虐待死	72人	令和5年	令和6年7月15日
小中高生不登校	34万人	令和5年	令和6年11月1日
小中高生暴力行為	10万件	令和5年	令和6年11月7日

(2)

## (三) 子どもの人権を守るための主な条例

図表②

自治体名	条例名	施行日
名張市	子ども条例	平成19年1月1日
川西市	子ども人権オンブズマン条例	平成21年4月1日
大津市	いじめ防止条例	平成25年4月1日
東大阪市	子どもを虐待から守る条例	平成27年4月1日
長野県	子どもを性被害から守るための条例	平成28年7月7日
寝屋川市	子どもたちをいじめから守る条例	令和2年1月1日
三重県	子どもを虐待から守る条例	令和2年4月1日

(各自治体の条例をまとめた)

## (四) 枚方市人権尊重のまちづくりへの取り組み

### ① 基本理念、基本方向

#### 基本理念

市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていきます。

#### 基本方向

人権が尊重されるまちづくりや差別解消に向けては、即効性のある抜本的な対応や解決が難しく、継続的に、そして着実に人権施策を推進する必要があります。

また、日々の人と人とのふれあいの中で、互いの違いに気付き、それを認め合い、相手の気持ちになって考えること、さらには、自分に対する差別でなくとも、他人事とせず、一人ひとりが差別をなくすという意識を持ち、行動することが重要です。

本計画の基本理念の実現に向け、基本方向を設定し、分野横断的に人権施策を展開していきます。中でも次代を担う子ども等に対する教育の果たす役割は大きく、人権教育の一層の充実に努めます。

### ② 取り組み

市民意識調査の結果等から見える様々な人権問題の現状と課題、それらの課題を解決していくための取り組みの方向性をまとめると次のようになります。

#### 1 女性の人権

性別役割分担意識や、家庭や職場における性別を理由とする差別や性犯罪等の暴力、DVなどの人権侵害が、ジェンダー平等の実現の妨げとなっています。

## 2 子どもの人権

いじめや体罰、虐待などの身体的・精神的な危害のほか、子どもの貧困など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっています。

## 3 高齢者の人権

施設や家庭での身体的・心理的虐待や介護・世話の放棄、財産権の侵害、行動制限などが発生しています。高齢者を狙った悪徳商法や詐欺、就職差別、賃貸住宅への入居拒否なども問題となっています。

## 4 障害のある人の人権

車いすを使用していることを理由とした入店拒否や、障害があることを理由とした契約拒否など不当な差別等が起こっています。

## 5 こころの病（うつ病など）に関する人権

「特別な人がかかるもの」という先入観や偏見が解消されたとは言えず、生きづらさに苦しんでいる人たちがいます。

## 6 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、歴史的過程で形づくられた身分差別で日本固有の人権問題です。結婚や住宅購入時などに、同和地区や出身者を避けようとする差別意識が依然として存在しています。

## 7 外国人の人権

外国人の不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などが発生しています。特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）も社会問題となっています。

## 8 HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権

HIV感染者への就職拒否や入居拒否などが起きています。ハンセン病患

者・元患者の家族に対しては、国の政策のもとでの厳しい偏見、差別が存在した事実があります。

### 9 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権

新型コロナの感染者や家族、医療従事者などライフラインを支える人たちへの偏見、差別、排除が起きています。新型コロナワクチンの接種強要や接種しないことで差別的な扱いを受ける事例も起きています。

### 10 犯罪被害者やその家族等の人権

犯罪被害者や家族は、直接的な被害だけでなく、精神的・経済的被害など様々な問題に苦しんでいます。差別や偏見を受けて、社会的孤立に追いやられる人権侵害もあります。

### 11 ホームレスの人権

ホームレス状態の人は、家庭の問題、人間関係、病気、精神疾患、倒産、失業など複数の問題を抱えている場合があり、路上生活を余儀なくされていますが、社会では自己責任論が強く、偏見や差別の眼差しで見られる傾向にあります。若年者が増加しています。

### 12 性的マイノリティ (LGBT等) の人権

性的マイノリティ (LGBT等) に対する偏見や差別、その存在に気づかずに無意識に排除するという問題が起こっています。当事者の意図しない公表がなされない、安心して相談できる相談環境や支援体制の構築が求められています。

### 13 職業や雇用をめぐる人権

「職業選択の自由」はすべての人に保障されていますが、部落差別 (同和問題) や性別、年齢、国籍、宗教的、道徳的な理由による差別的な採

用選考のほか、「力仕事」「非正規社員」など特定の職業や従事形態に対する偏見や差別が存在します。

14 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント  
職場で起こりやすいセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、地域や家庭、友人間の非常識な嫌がらせ（モラルハラスメント）、顧客の過度な攻撃（カスタマーハラスメント）、妊娠・出産・育休が理由の不利益な取扱い（マタニティハラスメント）などがあります。

#### 15 インターネットによる人権侵害

インターネット上での誹謗中傷や、差別を助長する有害情報の掲載・投稿などが多数起きていますが、被害者の人権を守る法整備が十分でなく、子どもが巻き込まれる犯罪も後を絶ちません。

#### 16 ひきこもりの状態にある人の人権

ひきこもりの問題は、対人関係や進学の悩み、就労の困難さ、生活困窮など様々な要因が絡み合っている場合が多いですが、本人や家族が自分たちの責任と考え、社会的に孤立し相談支援につながらない傾向があります。

#### 17 様々な人権問題

- (1) 東日本大震災等災害に起因する人権問題
- (2) アイヌの人々の人権
- (3) 北朝鮮当局に拉致された被害者やその家族の人権
- (4) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）に関する人権問題<sup>(3)</sup>

### ③ 条例、要綱

図表③

名称	施行日
枚方市人権尊重のまちづくり条例	平成16年3月15日
枚方市男女共同参画推進条例	平成22年4月1日
枚方市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱	平成31年4月1日
枚方市手話言語条例	令和4年4月2日

(4)

## (五) 枚方市子どもを守る条例

### ① 概要

#### (a) 基本理念 (第3条)

- 1 子どもの権利擁護 一人ひとりの子どもにとって一番よいことは何かを考えます。
- 2 子育て支援 一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育みます。
- 3 子育て支援 一人ひとりの子どもに寄り添い、家庭を丸ごと応援します。

枚方市は、誰ひとりとり残すことなく、一人ひとりの子どもに寄り添った仕組みを構築するために次の基本方針に基づき、子どもや子育て家庭を支援します。

#### 基本方針 (第4条)

1. 医療、保健、福祉及び教育の各分野に携わる者が連携し、総合的な支援をすること。
2. 乳幼児期から青年期に至るまでの間において継続的な支援をすること。
3. 保護者、地域住民、学校園等及び事業者が一体となって重層的な支援をすること。

総合的、継続的、重層的な支援を届けることができるように市の保有情報を有効に活用する。

## (b) 各主体の役割

### 枚方市の責務

社会全体で子どもを守るためにリーダーシップをとり多様な主体と連携し、必要な支援を行います。社会が一体となって子どもを守るよう、条例を広く発信します。

### 大人みんなの役割

子どもが次のことを理解したり、心や力が育つように取り組みます。

1. 自分の権利が尊重されること
2. 自分の思いを伝えたり相談したりすること
3. 自分を大切にすること
4. ほかのひとを大切にすること
5. 社会的に自立していく主体性を育むこと

### 保護者

困ったときや悩んだときは必要な協力を求めることが大切です。  
子どもが安心して生活できる環境を整え、子どもの成長を支えます。

### 地域住民

子どもが安全に生活できる地域づくりを行います。  
子どもとの交流の機会をつくります。  
子育て家庭を応援します。

### 学校園など

子どもの成長にあわせて育ちを支えます。  
子どもの安全を確保し、課題に早期に気づき必要な支援を行います。  
保護者の子育てを応援します。

## 事業者

仕事と子育ての両立を支援します。

子どもが安心して過ごせるまちになるように協力します<sup>(5)</sup>。

### (c) 子どもを守る体制づくり

#### (1) 相談体制の充実

市は、子どもの最善の利益を尊重するため、子どもからの相談はもとより、広く子どもに関する相談について、安心して相談することができるよう相談体制の充実を図ります。

#### (2) 子どもの社会参加の推進

市は、子どもの主体的に生きる力を育むため、子どもの社会参加や意見表明を促進するための機会の確保を進めます。

#### (3) 継続的な子育て支援の充実等

市は妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を推進するため、相談・支援体制の充実や、子育て家庭を支える場の提供などを行います<sup>(6)</sup>。

## ②条例

枚方市条例第18号 子どもを守る条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 責務及び役割（第5条—第10条）

第3章 子どもを守る体制づくり（第11条—第13条）

第4章 子どもを守る施策に関する計画（第14条・第15条）

附則

「笑顔は笑顔を呼ぶ。子どもが笑顔で生き生きと暮らせるまち(社会)は、すべての人にとっても心豊かなまち(社会)です。その実現に向けて、子どもが安心と自信をもって暮らし、子ども自らの生きる力を育むとともに、すべての家庭が安心して子どもを育てることができるような環境づくりを親だけではなく社会全体で支えていかなければなりません。そして、次の世代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもをひとりの人間として尊重し、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限尊重される社会の実現に向け、「子どもの生きる力を育み、健やかな成長を支えるまちづくり」、「子どもを安心して育てることができるまちづくり」、「子どもの人権が尊重される安全なまちづくり」を進めるものとします。」これは、平成15年、本市が我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策として策定した「新子ども育成計画」の基本理念であり、今も変わることのないものとして私たちは子どもの福祉の向上に日々取り組んでいます。

少子化や情報化の急速な進展など、子どもを取り巻く環境は日々大きく変化しています。児童虐待や貧困、いじめ、ひきこもり、不登校など、子どもが抱える課題は、複雑・多様化、さらには複合化し、深刻さを増しています。私たちには、それらを踏まえた重層的な支援の充実が求められており、これらを社会全体の問題として捉え、多様な主体の連携のもと、多様な活動を社会総がかりで推進していかなければなりません。子どもは社会を映す鏡であり、子どもだけが変わるのではなく、社会全体が変わらなければ子どもが抱える課題は解決はしません。

未来を担う子どもには、自分が受け止められることで自己肯定感を高め、社会の中で、豊かな感受性や夢を育み、主体的に生きる力を身に付けてもらいたいと願うものです。私たちは、様々な課題を抱える子どもが発するサインをいち早くキャッチし、声なき心の声を聴き、子どもにより迅速で的確な支援を届けなければなりません。

「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」を実現するため、子ども一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな支援を行い、社会が一体となっ

て子どもを守るといった姿勢を改めて宣言するとともに、私たちみんなで、子ども・子育て支援に関し、基本となる理念と方針を再確認し、子どもを守る仕組みづくりを一層推進するため、この条例を制定するものです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、子ども及び子育てに関する支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市、保護者、地域住民、学校園等及び事業者の役割を明らかにするとともに、子どもを守る体制づくり及び子ども・子育て支援に関する施策（以下「子どもを守る施策」という。）に関する基本事項を定めることにより、一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに成長できるまちの実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 地域住民 市内に在住し、在学し、若しくは在職する者又は市内で活動する個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (4) 学校園等 保育所、学校その他保育、教育等を受けるために子どもが通い、又は入所する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で、商業、工業その他の事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 市における子ども・子育て支援に関する基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (2) 一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育むこと。
- (3) 一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもを育てる家庭全体を支援すること。

### (基本方針等)

第4条 市における子ども・子育て支援は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- (1) 医療、保健、福祉及び教育の各分野に携わる者が連携し、総合的な支援をすること。
- (2) 乳幼児期から青年期に至るまでの間において継続的な支援をすること。
- (3) 保護者、地域住民、学校園等及び事業者が一体となって重層的な支援をすること。

2 市は、前項の方針に基づき、市が保有する子ども及び子どもを育てる家庭の情報を集約して、活用することにより、子どもに関する課題を早期に発見し、及びその子どもに対し必要な支援の充実を図り、並びにその課題が深刻化することのないよう予防的な支援の充実を図るものとする。

## 第2章 責務及び役割

### (市の責務)

第5条 市は、第7条に規定する役割を果たす保護者とともに子どもの健やかな成長に関し責任があることを認識し、保護者、地域住民、学校園等及び事業者が次条から第10条までに規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 市は、この条例の目的について、子ども、保護者、地域住民、学校園等及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (共通の役割)

第6条 市、保護者、地域住民、学校園等及び事業者は、相互に協力し、子どもがその特性に応じて自己を確立することができるよう、自ら考え判断する力、豊かな人間性、健康及び体力を備えた生きる力並びに創造性を発揮する力を育み、並びにそのために必要な環境づくりを推進するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市、保護者、地域住民、学校園等及び事業者は、子どもが次に掲げる事項を行うことができるよう、必要な取組を行うものとする。

- (1) 自分の権利が尊重されるものであることを認識すること。
- (2) 困ったときは、自分の思いを伝え、相談することを認識すること。
- (3) 自分自身を大切にすることを育むこと。
- (4) 社会の決まりを守り、他者の権利を尊重し、他者を大切にすることを育むこと。
- (5) 多様な経験を積み重ね、社会的に自立していく主体性を育むこと。

#### (保護者の役割)

第7条 保護者は、子どもの健やかな成長に関し第一義的な責任があること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることができることが大切であることを認識し、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長の程度に応じた養育を行うこと。
- (2) 子どもが安心して生活することができる家庭環境づくりを行うこと。
- (3) 子どもが生きる力を育むことができるよう支えること。

### (地域住民の役割)

第8条 地域住民は、地域が、子どもの豊かな人間性及び社会性を育み、並びに家庭における子育てを補完する場所であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが安全に生活することができる地域づくりを行うこと。
- (2) 子どもと活動を行う機会その他子どもとの交流の機会を設けること。
- (3) 保護者及びその家庭が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。

### (学校園等の役割)

第9条 学校園等は、学校園等が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場所であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長の程度に応じ、子どもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。
- (2) 保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう子育てに関する支援を行うこと。
- (3) 学校園等における子どもの安全を確保するとともに、子どもに関する課題に早期に気付き、必要な支援を行うこと。

### (事業者の役割)

第10条 事業者は、事業活動を行うに当たって、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが安全に生活することができる地域づくりに協力すること。
- (2) 子どもの育ちの支えとなる活動を主体的に行うこと。
- (3) その雇用する従業員がその家庭において子どもとの関わりを深めることができるよう必要な取組を行うこと。

### 第3章 子どもを守る体制づくり

#### (相談体制の充実等)

第11条 市は、第3条第1号に掲げる基本理念にのっとり、子ども及び子育てに関する相談に関し、体制の充実を図るとともに、多様な方法を確保するものとする。

#### (子どもの社会参加等の推進)

第12条 市は、第3条第2号に掲げる基本理念にのっとり、子どもの社会参加及び意見表明の機会の確保を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

#### (継続的な子育て支援の充実等)

第13条 市は、第3条第3号に掲げる基本理念にのっとり、子どもを育てる家庭が継続的に子育てに関する支援を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、第3条第3号に掲げる基本理念にのっとり、子どもを育てる家庭が相互に交流し、及び子育てに関する支援を受けられる場を提供するものとする。

### 第4章 子どもを守る施策に関する計画

#### (策定等)

第14条 市は、子どもを守る施策を総合的に推進するための計画を策定し、公表するものとする。

2 市は、次条第1項の評価に基づき施策の実施状況の検証を行い、必要に応じて、前項の計画の見直しを行うものとする。

3 市は、第1項の計画を策定し、又は見直しを行おうとするときは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずるものとする。

## (評価)

第15条 市は、前条第1項の計画に基づいて行った施策について評価を行い、その内容を公表するものとする。

2 市は、前項の規定により評価をするときは、前条第3項の合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日（令和3年3月31日）から施行する。

## 附 則〔令和5年3月7日条例第5号〕

この改正条例は、令和5年4月1日から施行する

## (六) 結びにかえて

子どもの人権を守り、すくすく育てるためには単なる条例の施行だけでなく、条例に基づく政策の実施が必須であると考えます。

枚方市は次のような政策を実施している。

- ・枚方市 子どもの育ち見守りセンター
- ・いじめ専用ホットライン
- ・枚方市 子育ていつでも電話相談
- ・大阪府子ども専用フリーダイヤル
- ・子ども専用LINE相談<sup>(7)</sup>

枚方市が「子どもを守る条例」の精神を生かし「人権尊重のまちづくり」政策を進めることを祈願し脱稿とします。

## 〈注〉

- (1) 子どもの人権に関する拙稿として、
  - (a) 本誌第14号 川西市人権オンブズパーソン条例について
  - (b) 本誌第17号 いじめ防止条例について～大津市条例を中心に～  
(a・bとも平峯氏との共著)
  - (c) 日本法政学会50周年記念集 児童虐待防止策への一考察

- (2) 読売新聞を資料に作成。
- (3) 枚方市発行のパンフレットより引用。
- (4) 枚方市発行の各種資料より作製。
- (5) 注（3）と同じ。
- (6) 注（3）と同じ。
- (7) 枚方市作成のパンフレットより引用。



## Ⅱ 大阪市犯罪被害者支援に関する条例

### 目次

- (一) はじめに
- (二) 地方自治体犯罪被害支援に関する条例制定状況
- (三) 大阪市犯罪被害者の支援に関する条例
  - 1. 概要 ①理念
    - ②条例に基づく支援事業
  - 2. 条例
- (四) 結びにかえて

### (一) はじめに

犯罪からはさまざまな被害が生じます。けがを負ったり、最悪の場合は生命を失い、その家族の方はかけがえのない人を失うこととなります。

さらに、犯罪被害者やその家族・遺族の方々（以下、「犯罪被害者等」といいます）は犯罪という一時被害にあったうえに、周囲とのかかわりの中で、さらに傷つけられてしまう次のような二次被害に苦しめられます。

- ・身体的苦痛 身体や心に大きなダメージを受け、その後長い間、後遺症に苦しみ、最悪の場合は生命を失ってしまうこともあります。
  - ・心理的苦痛 事件の記憶がよみがえったり、怒りや不安を抑えきれなかったり、家事や育児などの日常生活に支障をきたします。
  - ・社会的苦痛 周囲の無責任なうわさやいやがらせ、配慮のない報道などで、誰も信じられなくなってしまいます。
  - ・経済的苦痛 財産が失われたり、治療のための医療費や裁判の費用が必要となる、失職するなど、想定外の負担がのしかかります<sup>(1)</sup>。
- そのための主な対策として、

図表①

1981年	犯罪被害者給付金支給法の施行
2000年	全国初の支援条例施行（埼玉県嵐山町）
同	法廷での意見陳述などを認める犯罪被害者保護関連法成立
2004年	都道府県初の支援条例施行（宮城県）
2005年	犯罪被害者基本法施行
2007年	被害者参加制度を定めた改正刑事訴訟法成立
2018年	自治体の支援条例制定が相次ぐ
2024年	岩手県の支援条例施行

(2)

大阪市においても、さまざまな人権課題の取り組みとして、(1) 女性 (2) こども (3) 高齢者 (4) 障がいのある人 (5) 同和問題（部落差別） (6) 外国人 (7) 個人情報の保護 (8) 犯罪被害者等への支援 (9) ホームレス (10) LGBTなどの性的少数者まであげ、その取り組みの一つとして令和2年4月1日 大阪市犯罪被害者の支援に関する条例を施行した<sup>(3)</sup>。

筆者は本誌第11号において「犯罪被害者と人権～法制度と行政の対応を中心に～」というテーマで犯罪被害者一般の人権を論じたが、拙稿では大阪市条例に焦点を当てて、論じた。

## (二) 地方自治体の犯罪被害者支援に関する条例制定状況

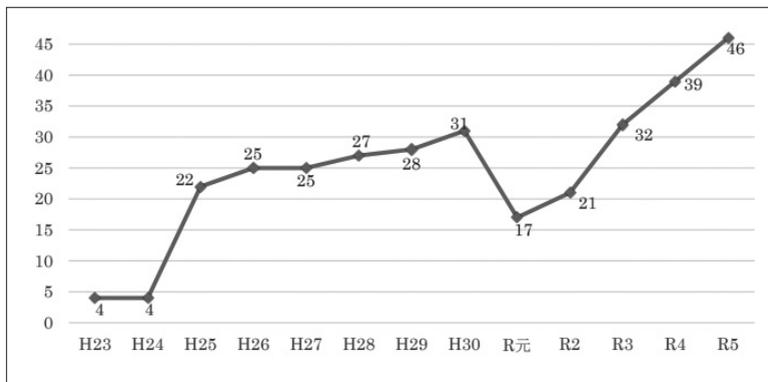
犯罪被害者基本法においては、「地方公共団体は、犯罪被害等の支援等に関し、国との適切な役割分担をふまえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされている（基本法第5条）。そして、基本法第2章に規定された基本的施行の法的主体は、すべて「国及び地方公共団体」とされ、国とともに地方公共団体の責務は重い。

埼玉県嵐山町では1997年全国に先駆けて「犯罪被害者支援条例」を制定した。都道府県レベルでは、宮城県が全国に先駆けて、2003年12月17日、

「宮城県犯罪被害者支援条例」が制定された<sup>(4)</sup>。

### ① 都道府県における特化条例制定の状況

都道府県における特化条例の制定状況を平成23年版～令和5年版犯罪被害白書の資料をもとに作成したのが図表②である。



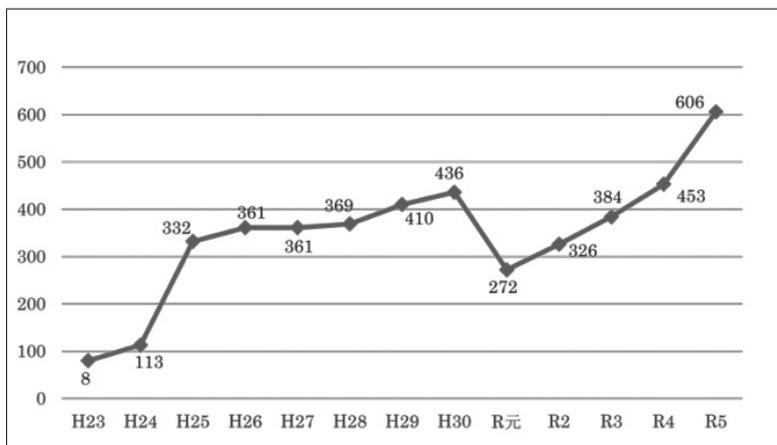
図表② 条例制定・特化条例を制定した都道府県数

図表②をみると、平成23年には条例設置は4県のみであったが、平成25年からは数を伸ばしたものの、それは「安心・安全まちづくり条例」に付随する形であったものが含まれていた。そのため、令和元年から特化条例のみを集計したところ、17都道府県に下がってしまった。しかし、その後は順調に数を増やし、令和5年（2023年）4月1日現在、1県を除く46都道府県に特化条例が制定されたことが分かる。

### ② 全国の市町村における特化条例制定の状況

全国の政令指定都市を除いた市区町村における条例・特化条例の制定状況について、平成23年～令和5年度の犯罪被害白書より作成したのが図表③である。やはり、令和元年度より特化条例数を集計したため市町村数が落ち込んでしまったが、こちらも令和元（2019）年以降急激な伸

びを見せた。令和5年度（4月1日現在）には606市区町村で特化条例が確認されており、これは全国1,721市町村の35.2%に上る。



図表③ 条例・特化条例を制定した市町村数<sup>(5)</sup>

### （三）大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例

#### 1. 概要

##### ①理念

- ・ 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に支援すること
- ・ 必要な支援が途切れることなく提供されること
- ・ 関係者相互の連携及び協力のもとで支援を推進すること

#### 市の責務

- ・ 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定及び、実施

#### 市民の責務

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- ・ 二次被害への配慮、犯罪被害者等支援に関する施策への協力

### 事業者の責務

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- ・ 二次被害への配慮、犯罪被害者等支援に関する施策への協力
- ・ 犯罪被害者等の勤務への十分な配慮

### ② 条例に基づく支援事業

- ・ 犯罪被害者等支援のための総合相談窓口 犯罪被害者等からの相談をお受けして、その方の状況に応じた大阪市の各種支援事業のご案内や関係機関のご紹介などを行っています。
- ・ 被害発生初期段階におけるアウトリーチ支援 犯罪被害にあわれた方から相談がない場合でも、関係機関等と連携のうえ、大阪市から犯罪被害者等にご連絡し、その方の状況に応じた支援を行います。
- ・ 日常生活等の支援
- ・ ホームヘルプサービス 犯罪被害により、家事等（調理・掃除・洗濯など）を行うことが困難となった方の自宅へ無料でホームヘルパーを派遣します。
- ・ 配食サービス 犯罪被害により、食事の予定が困難となった方の自宅へ無料で弁当をお届けします。
- ・ 法律相談 犯罪被害によって生じる法律相談について、無料で犯罪被害者に精通した弁護士による法律相談を行います。
- ・ 見舞金の支給 犯罪被害にあわれた方又はその遺族に対して見舞金(30万円または10万円)を支給します。
- ・ 助成金による支援
- ・ 一時保育費用の助成 犯罪被害により就学前のお子様の保育が困難となった場合に、一時保育の費用を助成します。
- ・ 精神医療費用の助成 犯罪被害により精神医療機関を受診した方に対

し、医療費を助成します。

- ・ 一時的居住確保費用の助成 犯罪被害により現住居に居住することが困難となった場合に、一時的な居住の確保に要する費用を助成します。
- ・ 転居費用の助成 犯罪被害により居住することが困難となった住居から転居するための、運送及び荷造り等のサービスに要する費用を助成します。
- ・ 住居支援
- ・ 市営住宅の優先入居 殺人や不同意成功等の被害により現在の住居に居住できなくなった場合に、優先的に市営住宅を提供します<sup>(6)</sup>。

## 2. 条例

令和2年大阪市条例第20号

大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、日常生活及び社会生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

#### (基本理念)

第3条 本市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われるべきものであること
- (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるべきものであること
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく行われるべきものであること
- (4) 犯罪被害者等の支援は、本市、関係機関等、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるべきものであること

#### (本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その勤務に十分な配慮をするよう努めなければならない。

### (被害発生の初期段階における支援)

第7条 本市は、次条第2項の規定により設置した窓口において、重大な犯罪等の被害を受けた犯罪被害者等に関する事項で市長が定めるものの連絡を受けたときは、当該犯罪被害者等に対し、当該被害からの早期の回復を図るため、速やかに本市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

### (相談及び情報の提供等)

第8条 本市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 本市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

#### (見舞金の支給及び日常生活の支援)

第9条 本市は、犯罪被害者等が重大な犯罪等により受けた精神的又は身体的な苦痛を慰藉するため、当該犯罪等の被害を受けた犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、見舞金の支給を行うものとする。

2 本市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、日常の家事に係る支援その他必要な支援を行うものとする。

#### (心理的外傷からの回復に向けた支援)

第10条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた心理的外傷から早期に回復することができるようにするため、心理的外傷を受けた犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、医療費の助成その他必要な支援を行うものとする。

#### (居住の安定に向けた支援)

第11条 本市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、当該犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）第2条第1号に規定する市営住宅への入居における優先的な選考その他必要な支援を行うものとする。

#### (雇用の安定に向けた施策)

第12条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の

理解を深めるための措置その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (市民及び事業者の理解の増進)

第13条 本市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性その他の犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (人材の育成)

第14条 本市は、地域社会における犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (民間支援団体への支援)

第15条 本市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、本市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

#### (意見の反映)

第16条 本市は、本市が実施する犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害者等、有識者及び市民からの意見を反映するよう努めるものとする。

#### (支援の制限)

第17条 本市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

#### (施行の細目)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

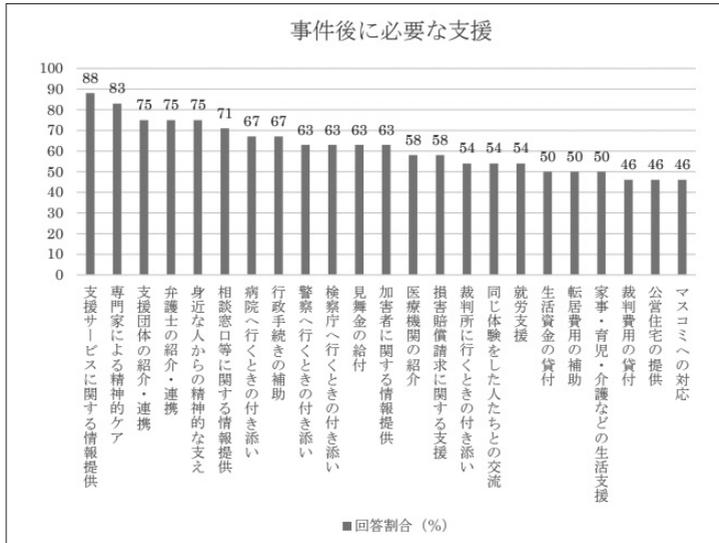
## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### （四）結びにかえて

犯罪は基本的人権を侵害するものであり、誰もがその被害者となりうる。それゆえ、犯罪被害者に理解と配慮をもって支援しその回復を助けることは、国や自治体のみならず、国民の責務であるといえよう。被害者が犯罪者により受けた大きな打撃から立ち直り、ふたたび人間として幸福を追求する人生を歩み始められるように、犯罪被害者の権利を確立する必要があると考えます。

図表④



(7)

事件後に必要な支援として図表④があげられ、具体策として、犯罪被害者等には、周囲の人の支えが必要。犯罪被害者等が傷つき苦しんでいるとき、周囲の人の支えが大きな助けになります。日常生活の手助けや付

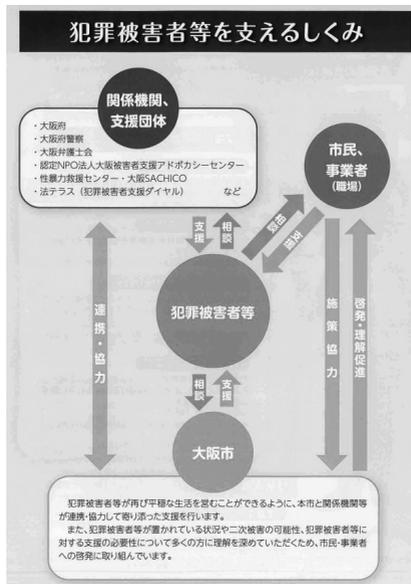
き添いなど、助けになることはたくさんあります。無責任なうわさ話や詮索をするのではなく、犯罪被害者等の怒りや悲しみを理解し、支えになってください。あなたにもできることがあるか考えてみましょう。

- ・日常生活 家事や買い物、子どもの生活などで負担を減らす。
- ・話し相手 親身になって話を聴いて孤立感を和らげる。
- ・付き添い 一人では心細い、警察や裁判所へ付き添う。
- ・見守り 気かけ見守りながらも、今はそっとしておく。

励ますつもりでも、犯罪被害者等を傷つけてしまう場合があります。自責感を助長するような言葉や、回復を焦らせてしまうような声掛けは、犯罪被害者等をさらに辛い気持ちにさせてしまうことがあります。犯罪被害者等が自分の気持ちを話し始めたら、ゆっくりと聴き、犯罪被害者等の怒りや悲しみを理解し、支えになってください。

## 大阪市の対応

図表⑤



(8)

その結果、少しだが、犯罪被害者への理解が深まっている。

項目	状況の推移 (ネット調査)	
「地域の人々の犯罪被害者への理解が深まっている」と思う、どちらかと言えばそう思う市民の割合 ※犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性などの「理解」	令和4年度 43.0%	令和5年度 47.4%

図表⑥<sup>(9)</sup>

今後は、条例の趣旨に基づき「犯罪被害者の支援」への、いっそうの取り組みの充実を祈願して脱稿とします。(令和6年12月25日)。

## 注

- (1) 大阪市発行のパンフレットより引用。
- (2) 読売新聞より。
- (3) (1)と同じ。
- (4) 拙稿(犯罪被害者と人権)本誌11号、51頁。
- (5) 清泉女学院大学人間学部研究紀要第21号(図表②③とも)
- (6) 大阪市発行のパンフレット。
- (7) 鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学紀要第2号 仲律子論文(図表④も同じ)
- (8) 大阪市パンフレット(図表⑤⑥も同じ)
- (9) 大阪市パンフレット

